

資料2-7

これまでの意見の整理について

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会（第23回）資料

厚生労働省

1 性犯罪

2) 被害者への配慮とケア

○被害者のケアのための対策

被害者のケアのため、以下の対策を進めることの検討

- ・被害者の治療について、保険診療を成り立たせることによる採算の向上
- ・公的医療施設の設置

現在、P T S Dに対する医療的ケアについては、診療報酬上、入院精神療法、通院精神療法として評価されており、児童、思春期や20歳未満の患者に対して当該ケアを行った場合には加算を行うなどの配慮をしているところ（参考資料1）。

今後とも、精神的ケアに関する診療報酬については、適正な評価を行ってまいりたい。

性犯罪の被害者のケアについては、現在、精神保健福祉センターや保健所等において、被害者のケアに係る精神保健福祉相談を行っている。被害者のケアの中でも特に複雑又は困難なものに関しては、精神保健福祉センターにおいて、専門的知識を有する医師や保健師等が、面接や電話による精神保健福祉相談を行っている。また、精神保健福祉センターの医師は、必要に応じて診断、医療機関への紹介、医学的指導等必要な処置を行っているところである。

今後とも、医師、看護師等を対象とした心のケアに関する専門家の養成等を通じ、相談活動の充実を図ってまいりたい。

2 売買春

2) 児童買春

厚生労働省としては、これまで、児童、家族、関係機関から児童買春等の被害により保護を必要とする相談、通告が児童相談所にあった場合、児童の心身の状態、家庭環境、生活環境等を総合的に調査、判定を行い、

- ① 児童相談所への通所等による継続的なカウンセリング等を実施
- ② 緊急的な保護を必要とする場合は、児童相談所の一時保護所で一時保護を

実施

- ③ 総合的な判定の結果、児童の生活全般の立て直しが必要な場合は、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等に入所措置を行い、保護、指導を実施する等の処遇を実施してきたところ。
今後についてもこうしたことを適切に実施してまいりたい。

3.) 人身取引（トラフィッキング）

- 国際組織犯罪条約及び人の密輸議定書の批准
批准に向けての問題点等の検討

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」の批准に必要な措置については、関係省庁の間において検討しているところであるが、厚生労働省関係については、児童福祉法において児童売買及び児童取引の国民国外犯の処罰規定を設ける方向で検討している。

3 セクシュアル・ハラスメント

2) 職場におけるセクシュアルハラスメントに対する取組

男女雇用機会均等法第21条では、職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するための雇用管理上必要な配慮を事業主に義務づけており、以下の取組を行っている。

- ① パンフレットを配布し、企業等への周知啓発を実施。
- ② セクシュアルハラスメントの防止対策を講じていない企業やセクシュアルハラスメントが生じた場合に適切な対応がなされていない企業に対して、行政指導を実施、是正させている。
- ③ セクシュアルハラスメントを防止するための具体的なノウハウを提供する実践講習の事業を実施。

今後についてもこうしたことを適切に実施してまいりたい。

5 その他

- 高齢者に対する虐待

厚生労働省としては、平成12年度から特別養護老人ホーム等において「身体拘束ゼロ作戦」を展開し施設職員等による不適切な対応を防止するための取組みを実施するとともに、15年度は民間研究機関が実施する家庭内の高齢者虐待に関する全国実態調査及び地方公共団体の先駆的な取組みへの支援を行っている。(参考資料2、3)

○ 児童虐待（近親者による性的虐待）

児童虐待対策については、「児童虐待の防止等に関する法律」を中心に、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じているところである。

中でも性的虐待（参考資料4）を受けた子どもに対するケアについては、児童の人格に対する影響が特に大きいことを踏まえ、児童福祉施設等における専門的、かつ、個別的なケアを行っているところである。

また、社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会」において取りまとめられた報告書において、虐待を認めない社会づくりとして、教育の場における子ども自身の自己防衛能力や自信を獲得していくような実践的な教育の推進などの必要性が指摘されており、今後とも適切に対応してまいりたい。

○ 性感染症

厚生労働省では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、性感染症対策として「性感染症に関する特定感染症予防指針」及び「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を定め、これらの指針に沿って地方公共団体、医療関係者、民間団体等と連携して予防のための施策を実施しているところである。当該指針の中でも、特に性感染症の効果的なまん延防止を図るほか、女性のHIVの感染の予防・治療については、感染の機会にさらされる可能性を低減させるよう、社会的背景に即した具体的な情報提供等の普及啓発活動の充実に努めている。

○ 望まない妊娠、10代の妊娠

医師および看護師等が、心身ともに多感な時期にある思春期の男女を対象に、

思春期特有の医学的问题、性に関する不安及び悩み等に対して相谈に応じることによって、正しい母性保健の知識の普及を図る「思春期クリニック事業」や妊娠について悩んでいる者に対し、医学的、精神的及び社会的な問題について相談・援助を行う「妊娠について悩んでいる者に対する相談援助等事業」、この他「望まない妊娠、人工妊娠中絶を防止するための効果的な避妊教育プログラムの開発に関する研究」等を行っている。

今後についてもこうしたことを適切に実施してまいりたい。

(参考資料1)

精神科専門療法に関する医科点数表（抜粋）

I 001 入院精神療法（簡便型精神分析療法を含む。）（1回につき）

- | | |
|----------------------------|------|
| 1 入院精神療法（Ⅰ） | 360点 |
| 2 入院精神療法（Ⅱ） | |
| イ 入院の日から起算して6月以内の期間に行った場合 | 150点 |
| ロ 入院の日から起算して6月を超えた期間に行った場合 | 80点 |

注3 区分番号A231に掲げる児童・思春期精神科入院医療管理加算を算定する患者に対しては入院精神療法を行った場合は、所定点数に所定点数の100分の100に相当する点数を加算する。

I 002 通院精神療法（簡便型精神分析療法を含む。）（1回につき）

- | | |
|---|------|
| 1 区分番号A000に掲げる初診科を算定する初診の日において精神保健指定医等が通院精神療法を行った場合 | 500点 |
| 2 1以外の場合 | |
| イ 病院の場合 | 320点 |
| ロ 診療所の場合 | 370点 |

注3 20歳未満の患者に対して通院精神療法を行った場合（初診の日から起算して6月以内の期間に行った場合に限る。）は、所定点数に200点を加算する。

身体拘束廃止に向けての取り組み －身体拘束ゼロ作戦の推進－

1. 趣旨

- (1) 介護保険法の施行に伴い、身体拘束が原則として禁止され、また、ゴールドプラン21においても、これを踏まえた質の高い介護サービスを実現することとされたが、その趣旨を徹底し、実効をあげていくためには、現場において身体拘束を廃止するための努力を重ねるとともに、それを関係者が支援していくことが重要である。
- (2) このため、身体拘束の廃止を実現するための幅広い取り組みを「身体拘束ゼロ作戦」として取りまとめ、関係者の協力の下で推進していくものとする。

2. 具体的な取り組み

(1) 推進会議の開催

国及び都道府県において、身体拘束ゼロ作戦を推進していくために、関係者をメンバーとする推進会議を開催し、身体拘束廃止に向けて幅広い意見・情報交換を行うとともに、種々の取り組みを推進する。

※ 国においては、平成12年6月、平成13年3月・12月の3回開催したところ。

(2) 「身体拘束相談窓口」の設置等

都道府県の推進会議などに、介護の専門家が、介護担当者や利用者の相談に応じ、身体拘束を廃止していくためのケアの工夫等について具体的な助言・指導を行う「身体拘束相談窓口」を設置する。

また、「介護相談員」(介護サービス利用者のための相談等に応じるボランティア)

ィア)について、身体拘束廃止の助言・指導ができるような人材の養成を行う。

＜参考＞北海道の「抑制廃止相談ネットワーク」(北海道医師会、看護協会、病院協会、老人福祉施設協議会、老人保健施設協議会、抑制廃止研究会など)の試み。

(3)「身体拘束ゼロへの手引き」の作成と普及

身体拘束廃止の趣旨、具体的なケアの工夫や実例などを盛り込んだ、介護現場用の手引きを作成し、その普及を図っているところ。(平成13年3月末より配布)また、痴呆介護研究・研修東京センターにおいて、「手引き」に基づいた啓発用のビデオを作成・配布。(平成14年7月)

(4)「身体拘束ゼロ推進シンポジウム」の開催

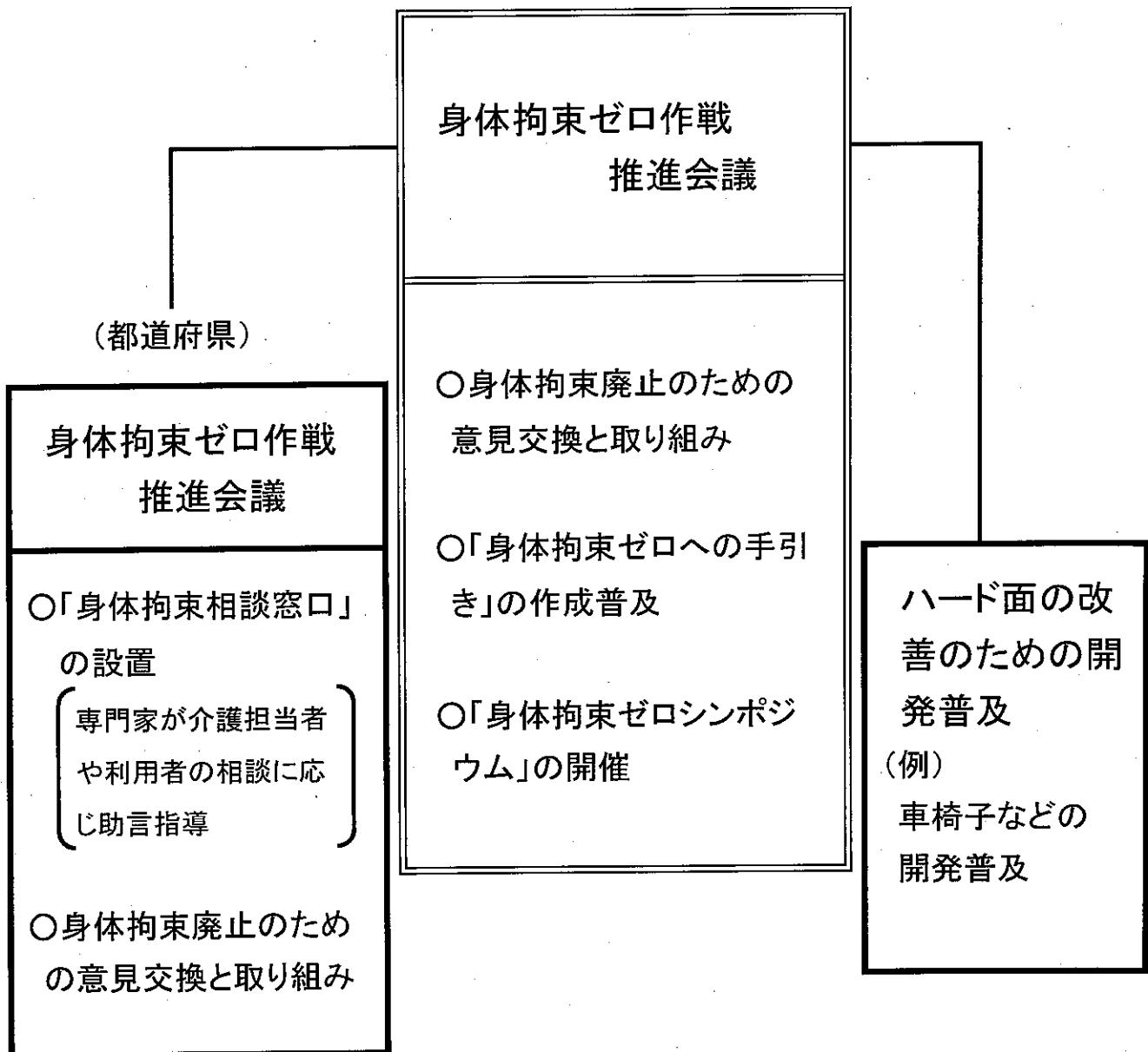
身体拘束廃止の趣旨を広めるために、「身体拘束ゼロ推進シンポジウム」を開催。

(5)身体拘束廃止を支えるハード面の改善

身体拘束廃止の実現を支えるためのハード面の改善を目的として、介護分野や福祉機器分野などの専門家からなる研究委員会を設置し、開発・普及に取り組む。(平成13年8月に報告書をとりまとめ配布)

身体拘束廃止に向けての取り組み

(厚生労働省)



高齢者に対する虐待について

平成15年度老人保健健康増進等事業において、全国規模の実態調査及び自治体の先駆的事業を補助採択し、今後の取組に資することとしている。

(1) 全国実態調査

①調査実施機関

財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構

②調査事業名

「家庭内の高齢者の自立支援に関する調査研究」

③事業実施計画・内容

- 社会福祉、看護等に係る学識経験者、事業者及び自治体関係者等からなる調査企画委員会を設置
- 高齢者に対する虐待のうち、家庭内で家族等が加害者となっているものについて、発生の実態及び原因、地域の関係機関等による援助・介入の状況等に関する調査を実施
- 調査対象は、在宅介護支援センター、訪問看護事業者、居宅介護支援事業者、市町村等、家庭内の虐待事例に接することの多い関係機関から抽出し、15年秋を目途に調査を実施、集計分析の後、年度末にとりまとめ予定

(2) 自治体の先駆的事業

【神奈川県横須賀市】

①事業名：高齢者虐待対応モデル事業

②事業実施計画・内容

- 相談事業の充実（対応職員のスキルアップのための人材養成研修の実施・スーパーバイザーの確保等）
- 関係機関の連携強化（高齢者虐待防止ネットワークミーティング等）
- 市民啓発・マニュアルの作成（虐待防止週間（シンポジウム、特設相談窓口等）の実施、市民向け啓発パンフレットの作成等）

【石川県金沢市】

①事業名：高齢者虐待防止事業

②事業実施計画・内容

- アンケートの実施による実態把握
- 発見・把握体制の整備（相談窓口の一本化、電話相談の実施準備、市民向けパンフレット、福祉保健関係者・事業者向けマニュアルの作成）
- 虐待対応チーム体制の構築（高齢者虐待対応チームの設置・運営、専門家（医師、弁護士等）によるサポート体制整備等）
- 研修の実施（対応する職員、福祉保健関係者対象）

(参考資料4)

児童虐待防止法 第2条「虐待の定義」

① 身体的虐待

② 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

③ ネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）

④ 心理的虐待

児童虐待の対応の中心機関である全国の児童相談所に寄せられる虐待に関する相談処理件数は、同法施行直前の平成11年度（11,631件）から平成14年度（23,738件）と、約2倍に増加しているが、性的虐待の占める割合は以下のとおり。

児童虐待の内容別相談件数（平成15年9月11日：平成14年度社会福祉行政業務報告例）

	総数	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
12年度	17,725 (100%)	8,877 (50.1%)	754 (4.3%)	6,318 (35.6%)	1,776 (10.0%)
13年度	23,274 (100%)	10,828 (46.5%)	778 (3.3%)	8,804 (37.8%)	2,864 (12.3%)
14年度	23,738 (100%)	10,932 (46.1%)	820 (3.5%)	8,940 (37.7%)	3,046 (12.8%)